●「新ごみルール」スタートに伴う早朝指導啓発等の実施について

7 月 1 日から、家庭ごみの有料化や新しい分別方法などの「新ごみルール」がスタートします。札幌市では、これまで、約 2,700 回に及ぶ地域説明会の開催や「ごみ分けガイド」の配布、広報誌やテレビ CM などによって市民への周知を図ってきました。

このたび、そのスタートに合わせ、全庁挙げた市職員の動員と地域住民の協力の下、ごみステーションを巡回して早朝指導啓発を行います。適切な指導を通して理解を求めることで、1 日も早く新たな制度が市民に定着するよう取り組んでいきます。

1　早朝指導啓発の概要

(1) 日　時

平成 21 年 7 月 1 日（水）～平成 21 年 7 月 10 日（金）※　7：00～8：30

※　ただし、4 日（土）と 5 日（日）を除く。また、1 日（水）～3 日（金）は重点指導期間とする。

(2) 場　所

市内約 3 万 5 千カ所のごみステーション。その日「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「雑がみ」「枝・葉・草」のいずれかが収集される地区を対象として、1 単位町内会ごとに巡回する。

なお、7 月 1 日に指定袋でごみが排出されるのは、「燃やせないごみ」の収集地区がある北区と東区（ともに一部）のみ。

(3) 体　制

町内会等と連携して、延べ約 6 万人が従事。うち、市職員は市長・3 副市長を含む延べ約 5 千人。重点指導期間中は、所管の環境局以外の職員も動員。

(4) 内　容

7 月 1 日からごみの排出ルールが変わったことの周知と、正しい分別による排出の指導。

2　初日（7 月 1 日）の主な行事

(1) 新ごみルール始動に伴う出陣式

①　時　間　　7：00～

②　場　所　　北 41 条みのり公園（東区北 41 条東 16 丁目 2）

③　出席者　　市長、3 副市長、東園町内会の住民など

(2) 市長による早朝指導啓発

①　ごみステーションの巡回

ア　時　間　　上記出陣式終了後（7：05 ごろ～）

イ　場　所　　北 41 条みのり公園を出発し、巡回しながら地下鉄栄町駅に向かう

②　啓発用品の配布

ア　時　間　　上記巡回終了後（7：25 ごろ～）

イ　場　所　　地下鉄栄町駅 2 番出入口付近

ウ　配布物　　ごみ減量キャラクター「さっぽろミーゴス」のマグネット付きポケットティッシュ

(3) ごみ収集車の出発式

① 時　間　　8：00～

② 場　所　　東清掃事務所（東区丘珠町 873－1）

③ 出席者　　上田市長、同清掃事務所職員など

問い合わせ先
環境局環境事業部業務課（ステーション対策担当）　石川
電話：211-2916